

自己資本の構成に関する開示事項（平成27年3月期末の自己資本比率・バーゼルⅢ基準）

1. 連結自己資本比率（平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入 額	第3四半期末	経過措置に よる不算入 額
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	210,765		210,262	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	57,045		57,045	
2	うち、利益剰余金の額	157,989		154,206	
1c	うち、自己株式の額（△）	3,486		990	
26	うち、社外流出予定額（△）	783		—	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	69		59	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	53,312	79,969	21,883	87,534
5	普通株式等Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	—		—	
	経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額	1,167		1,556	
	うち、少数株主持分等に係る経過措置	1,167		1,556	
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	265,314		233,762	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の 額の合計額	485	727	220	882
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の ものの額	485	727	220	882
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	0	0	△0	△0
12	適格引当金不足額	4,606	6,909	1,823	7,295
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される 額	—	—	—	—
15	退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0	0	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	—	—	—	—
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに 限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの の額	—	—	—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	—	—	—	—
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに 限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの の額	—	—	—	—
27	その他Tier1 資本不足額	1,245		1,496	
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	6,337		3,540	
普通株式等Tier1 資本					
29	普通株式等Tier1 資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	258,977		230,221	

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入 額	第3四半期末	経過措置に よる不算入 額
その他Tier1 資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
	31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
	32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—	—	—
		特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—
34-35	その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	2,209		2,151	
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		—	
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		—	
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置	—		—	
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	2,209		2,151	
その他Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,454		3,647	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置	3,454		3,647	
42	Tier2 資本不足額	—		—	
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	3,454		3,647	
その他Tier1 資本					
44	その他Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	—		—	
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	258,977		230,221	
Tier2 資本に係る基礎項目					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	24,034		—	
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—		—	
48-49	Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	519		506	
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	20,000		20,000	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	20,000		20,000	
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		—	
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	102		139	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	102		139	
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	—		—	
	経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	48,998		57,939	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置	48,998		57,939	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	93,655		78,584	

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入 額	第3四半期末	経過措置に よる不算入 額
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,454		3,647	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置	3,454		3,647	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	3,454		3,647	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額 (チ) - (リ) (ヌ)	90,200		74,937	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	349,177		305,158	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,078		1,369	
	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)に係る経過措置	1,076		1,369	
	うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)に係る経過措置	—		—	
	うち、自己保有普通株式に係る経過措置	2		0	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,189,480		2,077,065	
連結自己資本比率					
61	連結普通株式等Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	11.82		11.08	
62	連結Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	11.82		11.08	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	15.94		14.69	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	14,669		13,267	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	861		873	
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	638		847	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	102		139	
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	458		477	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	12,209		11,518	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	42,000		48,000	
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	

(注) 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成24年6月26日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。

2. 単体自己資本比率（平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入 額	第3四半期末	経過措置に よる不算入 額
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	204,365		204,171	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	57,025		57,025	
2	うち、利益剰余金の額	151,607		148,135	
1c	うち、自己株式の額（△）	3,486		990	
26	うち、社外流出予定額（△）	780		—	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	69		59	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	50,761	76,142	21,553	86,212
	経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額	—		—	
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	255,196		225,783	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の 額の合計額	434	652	195	781
8	うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の ものの額	434	652	195	781
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	0	0	△0	△0
12	適格引当金不足額	4,880	7,321	1,992	7,971
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される 額	—	—	—	—
15	前払年金費用の額	—	—	—	—
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0	0	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	—	—	—	—
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに 限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの 額	—	—	—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	—	—	—	—
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに 限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの 額	—	—	—	—
27	その他Tier1 資本不足額	3,660		3,985	
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	8,977		6,173	
普通株式等Tier1 資本					
29	普通株式等Tier1 資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	246,219		219,609	

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入 額	第3四半期末	経過措置に よる不算入 額
その他Tier1 資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
	31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
	32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—	—	—
		特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	—	—
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	—	—	—
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置	—	—	—	—
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—	—	—	—
その他Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,660	—	3,985	—
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置	3,660	—	3,985	—
42	Tier2 資本不足額	—	—	—	—
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	3,660	—	3,985	—
その他Tier1 資本					
44	その他Tier1 資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)	—	—	—	—
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)	246,219	—	219,609	—
Tier2 資本に係る基礎項目					
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
		Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額	24,034	—	—
		特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—	—	—
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	20,000	—	20,000	—
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	—	—	—	—
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	—	—	—	—
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	48,942	—	57,883	—
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置	48,942	—	57,883	—
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	92,976	—	77,883	—

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入 額	第3四半期末	経過措置に よる不算入 額
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,660		3,985	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置	3,660		3,985	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	3,660		3,985	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	89,316		73,897	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	335,535		293,507	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	962		1,208	
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）に係る経過措置	960		1,208	
	うち、自己保有普通株式に係る経過措置	2		0	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ワ)	2,150,753		2,038,330	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1 比率 ((ハ) / (ワ))	11.44		10.77	
62	Tier1 比率 ((ト) / (ワ))	11.44		10.77	
63	総自己資本比率 ((ル) / (ワ))	15.60		14.39	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	14,568		13,176	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—		—	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	—		—	
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	78		104	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	12,203		11,511	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	42,000		48,000	
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	

(注) 「国際様式の該当番号」とは、パーゼル銀行監督委員会により平成24年6月26日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。